

---

◎議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 7 号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成25年 6 月14日提出。白老町長。

議 7－2 をお開き願います。議案説明でございます。

本組合への北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第 1 項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。